



# 島根県報

令和元年6月14日（金）

第 1 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 10

指定施業要件の変更予定保安林（3件） (森 林 整 備 課) 11

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 13

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 17

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正 (建 築 住 宅 課) 17

### 【特定調達公告】

抗インフルエンザウイルス薬の購入に係る随意契約の相手方等 (薬 事 衛 生 課) 17

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す 18

る者の総数の50分の1及び3分の1の数

### 【人委規則】

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 19

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備機器の使用料及び分析等の手数料の額を改定することとした。

(別表第1・別表第2関係)

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第14号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中 「1時間につき 1,590円」 を 「1時間につき 1,620円」 に、

1時間につき	620円
1時間につき	1,430円
1時間につき	1,270円
1時間につき	1,380円

を

1時間につき	640円
1時間につき	1,450円
1時間につき	1,300円
1時間につき	1,400円

に、

1時間につき	500円
1時間につき	180円
1時間につき	140円
1時間につき	70円
1時間につき	490円
1時間につき	110円
1時間につき	80円
1時間につき	630円
1時間につき	290円
1時間につき	60円
1時間につき	90円
1時間につき	720円
1時間につき	1,730円
1時間につき	1,560円
1時間につき	690円

を

1時間につき	510円
1時間につき	180円
1時間につき	140円
1時間につき	70円
1時間につき	500円
1時間につき	110円
1時間につき	80円
1時間につき	640円
1時間につき	290円
1時間につき	60円
1時間につき	90円
1時間につき	730円
1時間につき	1,760円
1時間につき	1,590円
1時間につき	710円

に、

1 時間につき	460円
---------	------

1 時間につき	470円
---------	------

1 時間につき	1,340円
1 時間につき	2,320円
1 時間につき	2,440円
1 時間につき	60円
1 時間につき	240円
1 時間につき	240円
1 時間につき	770円
1 時間につき	640円
1 時間につき	2,550円
1 時間につき	1,170円
1 時間につき	640円
1 時間につき	500円
1 時間につき	2,560円
1 時間につき	2,730円
1 時間につき	170円
1 時間につき	170円
1 時間につき	50円
1 時間につき	160円
1 時間につき	520円
1 時間につき	1,420円
1 時間につき	1,330円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	70円
1 時間につき	350円
1 時間につき	4,020円
1 時間につき	60円

1 時間につき	1,370円
1 時間につき	2,360円
1 時間につき	2,490円
1 時間につき	60円
1 時間につき	250円
1 時間につき	240円
1 時間につき	780円
1 時間につき	650円
1 時間につき	2,590円
1 時間につき	1,190円
1 時間につき	660円
1 時間につき	510円
1 時間につき	2,600円
1 時間につき	2,780円
1 時間につき	180円
1 時間につき	170円
1 時間につき	50円
1 時間につき	160円
1 時間につき	530円
1 時間につき	1,440円
1 時間につき	1,350円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	80円
1 時間につき	360円
1 時間につき	4,100円
1 時間につき	70円

を

に、

1 時間につき	400円
1 時間につき	1,390円
1 時間につき	1,730円
1 時間につき	2,090円
1 時間につき	1,870円

1 時間につき	410円
1 時間につき	1,410円
1 時間につき	1,770円
1 時間につき	2,130円
1 時間につき	1,900円

を

に、

1 時間につき	3,000円
1 時間につき	530円

1 時間につき	3,050円
1 時間につき	540円

1時間につき	290円
1時間につき	610円
1時間につき	1,220円
1時間につき	4,900円
1時間につき	2,830円
1時間につき	2,260円
1時間につき	760円
1時間につき	450円
1時間につき	700円
1時間につき	1,040円
1時間につき	200円
1時間につき	300円
1時間につき	900円

を

1時間につき	290円
1時間につき	620円
1時間につき	1,240円
1時間につき	4,990円
1時間につき	2,880円
1時間につき	2,300円
1時間につき	770円
1時間につき	460円
1時間につき	710円
1時間につき	1,060円
1時間につき	200円
1時間につき	300円
1時間につき	920円

に、

1時間につき	910円
--------	------

を

1時間につき	920円
--------	------

に、

1時間につき	3,080円
1時間につき	3,760円
1時間につき	670円
1時間につき	370円
1時間につき	550円
1時間につき	140円
1時間につき	230円
1時間につき	200円
1時間につき	210円
1時間につき	530円
1時間につき	440円
1時間につき	970円
1時間につき	2,110円
1時間につき	90円
1時間につき	300円
1時間につき	560円
1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	130円
1時間につき	680円
1時間につき	70円
1時間につき	50円
1時間につき	110円

を

1時間につき	3,140円
1時間につき	3,830円
1時間につき	690円
1時間につき	370円
1時間につき	560円
1時間につき	140円
1時間につき	230円
1時間につき	210円
1時間につき	220円
1時間につき	540円
1時間につき	450円
1時間につき	990円
1時間につき	2,150円
1時間につき	90円
1時間につき	300円
1時間につき	570円
1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	130円
1時間につき	690円
1時間につき	70円
1時間につき	50円
1時間につき	120円

に、

1 時間につき	410円
1 時間につき	290円
1 時間につき	440円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1, 110円
1 時間につき	1, 820円
1 時間につき	1, 250円
1 時間につき	900円
1 時間につき	1, 260円
1 時間につき	990円
1 時間につき	1, 200円
1 時間につき	100円
1 時間につき	290円
1 時間につき	670円
1 時間につき	350円
1 時間につき	620円
1 時間につき	170円
1 時間につき	9, 810円
1 時間につき	240円
1 時間につき	3, 590円
1 時間につき	5, 500円
1 時間につき	3, 270円
1 時間につき	2, 260円
1 時間につき	80円
1 時間につき	110円
1 時間につき	110円
1 時間につき	580円
1 時間につき	240円
1 時間につき	640円
1 時間につき	3, 830円
1 時間につき	2, 560円
1 時間につき	200円
1 時間につき	880円
1 時間につき	530円
1 時間につき	310円
1 時間につき	1, 020円

を

1 時間につき	420円
1 時間につき	300円
1 時間につき	450円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1, 130円
1 時間につき	1, 850円
1 時間につき	1, 280円
1 時間につき	910円
1 時間につき	1, 280円
1 時間につき	1, 010円
1 時間につき	1, 220円
1 時間につき	100円
1 時間につき	290円
1 時間につき	690円
1 時間につき	360円
1 時間につき	630円
1 時間につき	170円
1 時間につき	9, 990円
1 時間につき	250円
1 時間につき	3, 650円
1 時間につき	5, 610円
1 時間につき	3, 330円
1 時間につき	2, 300円
1 時間につき	80円
1 時間につき	110円
1 時間につき	110円
1 時間につき	590円
1 時間につき	250円
1 時間につき	650円
1 時間につき	3, 900円
1 時間につき	2, 610円
1 時間につき	210円
1 時間につき	900円
1 時間につき	530円
1 時間につき	320円
1 時間につき	1, 040円

に、

1 時間につき	1, 720円
---------	---------

1 時間につき	1, 760円
---------	---------

1時間につき	1,540円	1時間につき	1,570円
1時間につき	170円	1時間につき	170円
1時間につき	70円	1時間につき	70円
1時間につき	3,450円	1時間につき	3,510円
1時間につき	1,150円	1時間につき	1,170円
1時間につき	520円	1時間につき	530円
1時間につき	2,480円	1時間につき	2,520円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	400円	1時間につき	400円
1時間につき	450円	1時間につき	460円
1時間につき	60円	1時間につき	60円
1時間につき	510円	1時間につき	520円
1時間につき	650円	1時間につき	660円
1時間につき	250円	1時間につき	250円
1時間につき	80円	1時間につき	80円
1時間につき	160円	1時間につき	160円
1時間につき	1,160円	1時間につき	1,180円
1時間につき	2,340円	1時間につき	2,380円
1時間につき	5,100円	1時間につき	5,190円
1時間につき	2,840円	1時間につき	2,890円
1時間につき	400円	1時間につき	410円
1時間につき	740円	1時間につき	750円
1時間につき	140円	1時間につき	140円
1時間につき	530円	1時間につき	540円
1時間につき	310円	1時間につき	310円
1時間につき	230円	1時間につき	230円
1時間につき	1,310円	1時間につき	1,340円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	1,270円	1時間につき	1,290円
1時間につき	140円	1時間につき	140円
1時間につき	1,190円	1時間につき	1,220円
1時間につき	160円	1時間につき	160円
1時間につき	1,230円	1時間につき	1,250円
1時間につき	60円	1時間につき	60円
1時間につき	150円	1時間につき	150円
1時間につき	2,000円	1時間につき	2,030円
1時間につき	630円	1時間につき	640円
1時間につき	310円	1時間につき	320円
1時間につき	330円	1時間につき	340円
1時間につき	110円	1時間につき	110円
1時間につき	1,120円	1時間につき	1,140円
1時間につき	2,750円	1時間につき	2,800円

を

に、

1時間につき	250円
1時間につき	200円
1時間につき	210円
1時間につき	4,730円
1時間につき	360円
1時間につき	2,640円

1時間につき	250円
1時間につき	200円
1時間につき	210円
1時間につき	4,820円
1時間につき	360円
1時間につき	2,690円

「

1時間につき	150円
1時間につき	50円

」

「

1時間につき	160円
1時間につき	50円

」

を に、

「

1時間につき	1,060円
1時間につき	60円
1時間につき	60円
1時間につき	980円
1時間につき	690円
1時間につき	590円
1時間につき	1,420円
1時間につき	620円
1時間につき	280円
1時間につき	3,070円
1時間につき	50円
1時間につき	480円

」

「

1時間につき	1,080円
1時間につき	60円
1時間につき	60円
1時間につき	1,000円
1時間につき	700円
1時間につき	600円
1時間につき	1,450円
1時間につき	630円
1時間につき	290円
1時間につき	3,130円
1時間につき	50円
1時間につき	490円

」

を に、

「

1時間につき	580円
1時間につき	60円
1時間につき	470円

」

「

1時間につき	590円
1時間につき	60円
1時間につき	480円

」

を に、

「

1時間につき	100円
1時間につき	200円

」

「

1時間につき	100円
1時間につき	210円

」

に改め、別表第1の2の表中

「

1時間につき	300円
1時間につき	690円
1時間につき	890円

」

「

1時間につき	310円
1時間につき	700円
1時間につき	910円

」

を に、

「

1時間につき	100円
1時間につき	70円

」

「

1時間につき	110円
1時間につき	70円

」

を に、

1 時間につき	380円
1 時間につき	150円
1 時間につき	400円
1 時間につき	90円
1 時間につき	90円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,730円
1 時間につき	50円
1 時間につき	350円
1 時間につき	900円
1 時間につき	290円
1 時間につき	120円
1 時間につき	550円

を

1 時間につき	390円
1 時間につき	150円
1 時間につき	410円
1 時間につき	90円
1 時間につき	90円
1 時間につき	50円
1 時間につき	1,760円
1 時間につき	50円
1 時間につき	350円
1 時間につき	920円
1 時間につき	290円
1 時間につき	120円
1 時間につき	560円

に、

1 時間につき	230円
1 時間につき	390円
1 時間につき	110円
1 時間につき	110円
1 時間につき	850円
1 時間につき	140円
1 時間につき	460円
1 時間につき	130円
1 時間につき	620円
1 時間につき	440円
1 時間につき	50円
1 時間につき	310円
1 時間につき	100円
1 時間につき	190円
1 時間につき	50円
1 時間につき	430円
1 時間につき	300円
1 時間につき	100円
1 時間につき	240円
1 時間につき	670円
1 時間につき	2,240円
1 時間につき	990円
1 時間につき	200円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円

を

1 時間につき	240円
1 時間につき	390円
1 時間につき	110円
1 時間につき	110円
1 時間につき	860円
1 時間につき	150円
1 時間につき	470円
1 時間につき	130円
1 時間につき	630円
1 時間につき	440円
1 時間につき	50円
1 時間につき	320円
1 時間につき	100円
1 時間につき	200円
1 時間につき	50円
1 時間につき	440円
1 時間につき	310円
1 時間につき	110円
1 時間につき	240円
1 時間につき	680円
1 時間につき	2,280円
1 時間につき	1,000円
1 時間につき	200円
1 時間につき	50円
1 時間につき	50円

に改める。

1時間につき	1,990円
1時間につき	250円
1時間につき	50円
1時間につき	50円

1時間につき	2,020円
1時間につき	260円
1時間につき	50円
1時間につき	60円

」

」

別表第2の1の項第1号中「13,780円」を「14,030円」に、「3,380円」を「3,440円」に改め、同項第2号中「1,870円」を「1,910円」に改め、同項第3号中「6,000円」を「6,110円」に改め、同項第4号中「11,880円」を「12,100円」に改め、同項第5号中「14,140円」を「14,410円」に改め、同項第6号中「8,970円」を「9,140円」に、「1,920円」を「1,950円」に、「11,540円」を「11,750円」に、「2,860円」を「2,920円」に、「10,590円」を「10,790円」に、「4,070円」を「4,140円」に改め、同項第7号中「10,970円」を「11,180円」に改め、同項第8号中「14,720円」を「14,990円」に改め、同項第9号中「6,040円」を「6,160円」に改め、同項第10号中「9,030円」を「9,200円」に改め、同項第11号中「12,440円」を「12,670円」に改め、同項第12号中「1,930円」を「1,970円」に改め、同項第13号中「12,820円」を「13,060円」に改め、同項第14号中「1,070円」を「1,090円」に改め、同項第15号中「5,420円」を「5,520円」に改め、同項第16号中「3,400円」を「3,460円」に改め、同表2の項第1号中「4,800円」を「4,880円」に改め、同項第2号中「1,020円」を「1,040円」に、「3,130円」を「3,190円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「5,820円」を「5,930円」に、「6,570円」を「6,690円」に、「6,310円」を「6,420円」に、「5,160円」を「5,250円」に改め、同項第3号中「1,820円」を「1,850円」に、「6,470円」を「6,590円」に改め、同項第4号中「1,630円」を「1,660円」に、「2,480円」を「2,520円」に、「5,390円」を「5,490円」に、「6,360円」を「6,470円」に、「8,490円」を「8,650円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第5号中「1,920円」を「1,960円」に改め、同項第6号中「4,600円」を「4,690円」に、「2,170円」を「2,210円」に、「3,340円」を「3,400円」に、「4,160円」を「4,240円」に、「3,970円」を「4,050円」に改め、同項第7号中「5,810円」を「5,920円」に改め、同項第8号中「5,260円」を「5,350円」に改め、同項第9号中「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第10号中「15,180円」を「15,460円」に改め、同項第11号中「15,650円」を「15,940円」に改め、同項第12号中「33,880円」を「34,500円」に改め、同項第13号中「21,620円」を「22,020円」に改め、同項第14号中「6,400円」を「6,520円」に改め、同項第15号中「11,520円」を「11,730円」に改め、同項第16号中「20,480円」を「20,860円」に改め、同項第17号中「7,530円」を「7,670円」に改め、同項第18号中「13,430円」を「13,680円」に改め、同項第19号中「12,800円」を「13,040円」に改め、同項第20号中「15,450円」を「15,740円」に、「10,260円」を「10,450円」に改め、同表3の項第1号中「860円」を「880円」に、「4,450円」を「4,530円」に、「8,330円」を「8,480円」に改め、同項第2号中「18,750円」を「19,090円」に改め、同表4の項第1号中「2,290円」を「2,330円」に、「2,820円」を「2,870円」に、「4,770円」を「4,860円」に、「7,700円」を「7,840円」に、「20,680円」を「21,070円」に改め、同項第2号中「1,550円」を「1,570円」に、「13,370円」を「13,620円」に改め、同項第3号中「12,620円」を「12,850円」に改め、同項第4号中「4,860円」を「4,950円」に、「2,740円」を「2,790円」に、「5,670円」を「5,780円」に、「4,710円」を「4,800円」に改め、同項第5号中「131,060円」を「133,490円」に改め、同表5の項第1号中「1,650円」を「1,680円」に、「3,180円」を「3,240円」に、「4,550円」を「4,640円」に、「6,590円」を「6,710円」に改め、同項第2号中「2,130円」を「2,170円」に改め、同表6の項中「4,500円」を「4,580円」に改め、同表7の項第1号中「1,910円」を「1,950円」に、「1,830円」を「1,860円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「3,610円」を「3,680円」に改め、同項第2号中「1,590円」を「1,610円」に、「1,900円」を「1,940円」に、「3,260円」を「3,320円」に、「1,880円」を「1,910円」に、「2,420円」を「2,470円」に改め、同表8の項第1号中「5,470円」を「5,570円」に、「1,800円」を「1,840円」に、「6,220円」を「6,340円」に、「6,710円」を「6,840円」に、「6,700円」を「6,830円」に、「1,900円」を「1,930円」に改め、同項第2号中「3,560円」を「3,630円」に、「4,830円」を「4,910円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「4,490円」を「4,570円」に、「13,040円」を「13,280円」に、「8,380円」を「8,540円」に改め、同項第3号中「10,550円」を「10,750円」に、「1,420円」を「1,450円」に、「5,330円」を

「5,420円」に、「2,190円」を「2,230円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「1,800円」を「1,840円」に、「4,330円」を「4,410円」に、「960円」を「980円」に、「9,260円」を「9,430円」に、「6,670円」を「6,790円」に改め、同項第4号中「10,350円」を「10,550円」に改め、同表9の項第1号中「1,770円」を「1,800円」に、「2,990円」を「3,040円」に、「4,730円」を「4,820円」に、「2,180円」を「2,220円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「5,530円」を「5,630円」に、「7,060円」を「7,190円」に、「4,880円」を「4,970円」に、「3,900円」を「3,980円」に改め、同項第2号中「450円」を「460円」に、「1,490円」を「1,520円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「4,260円」を「4,340円」に、「6,560円」を「6,680円」に、「6,760円」を「6,890円」に、「10,080円」を「10,270円」に、「1,330円」を「1,360円」に改め、同項第3号中「5,050円」を「5,150円」に、「3,120円」を「3,180円」に改め、同項第4号中「4,290円」を「4,370円」に改め、同項第5号中「7,290円」を「7,420円」に、「9,860円」を「10,040円」に改め、同項第6号中「9,700円」を「9,880円」に改め、同表10の項第1号中「2,290円」を「2,330円」に改め、同項第2号中「18,560円」を「18,900円」に、「7,230円」を「7,370円」に改め、同表11の項第1号中「8,240円」を「8,390円」に改め、同項第2号中「7,110円」を「7,250円」に改め、同項第3号中「1,340円」を「1,360円」に改め、同項第4号中「1,140円」を「1,160円」に、「3,280円」を「3,340円」に改め、同表12の項第1号及び第2号中「3,690円」を「3,760円」に、「3,530円」を「3,590円」に改め、同表13の項中「1,740円」を「1,770円」に、「3,480円」を「3,540円」に、「5,220円」を「5,320円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 告

## 示

### 島根県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

川村 孝信 大田市三瓶町志学口250番地

藤井 好文 大田市三瓶町志学口862-4

小丸 政美 大田市三瓶町志学口357

川上 博美 大田市三瓶町多根イ334-1

和田 久敏 大田市山口町山口224-2

三浦 英範 大田市山口町山口589-2

林 一敏 大田市三瓶町多根イ449

蓮花 正晴 大田市三瓶町池田227

松尾 操 大田市三瓶町池田321

宮脇 久喜 大田市三瓶町池田709-1

##### 監事

三谷 光 大田市三瓶町志学口316

大谷 正幸 大田市三瓶町多根イ958-3

藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200-4

2 就任年月日

平成31年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

川村 孝信 大田市三瓶町志学口250番地

藤井 好文 大田市三瓶町志学口862-4

小丸 政美 大田市三瓶町志学口357

川上 博美 大田市三瓶町多根イ334-1

米原 行男 大田市山口町山口259

三浦 英範 大田市山口町山口589-2

林 一敏 大田市三瓶町多根イ449

蓮花 正晴 大田市三瓶町池田227

松尾 操 大田市三瓶町池田321

宮脇 久喜 大田市三瓶町池田709-1

監事

三谷 光 大田市三瓶町志学口316

大谷 正幸 大田市三瓶町多根958-3

藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200-4

---

島根県告示第77号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1106-4・イ1244-9・イ1246-5・イ1294-19・イ1316-5・イ1319-19からイ1319-23まで・イ1319-50・イ1362-5・イ1362-6（以上13筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町黒沢2844-6・2845-4（以上2筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

---

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第78号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市旭町都川2259-1、2261-1

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市旭町都川2259-1・2261-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第79号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319-35、イ1319-44、イ1319-52

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町波佐イ1319-44（次の図に示す部分に限る。）、イ1319-52

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1195

## (2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第80号

平成31年島根県告示第271号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町幸地1090	神手 ミネコ
鹿足郡吉賀町幸地1090	竹内 国雄
鹿足郡吉賀町幸地1090	竹内 シゲノ
鹿足郡吉賀町幸地1090	三浦 徳三郎
鹿足郡吉賀町幸地1090	宮谷 庄吉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石井 君子
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石田 信助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石田 種治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石田 フイ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石田 弥助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石田 ルキ

鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	石橋 馬之助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	伊藤 辰治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	馬橋 平治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	尾崎 吉右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	岡本 キヌヨ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	蔭浦 佐助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	河内 覚
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	川口 トク
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	茅原 要助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	茅原 本吉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	木村 文治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	久保 虎吉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	河野 喜一
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	小山 清四郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	小山 久蔵
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	小山 実三郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	迫田 カタ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	塩川 タマミ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	清水 フミエ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	清水 善助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	澄川 定吉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	澄川 知三郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	新藤 太作
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	高橋 虎一
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	竹内 音吉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	竹内 ハナ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 吉之助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 貞吉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 司
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 仁左衛門
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 均
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 松治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 美智子
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	田村 林治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	手嶋 キク
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	手嶋 作太郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	豊田 磯治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	中村 文夫
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	永安 常太郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	西山 伊助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	能美 博子
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	永安 彦治

鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	橋本 清
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	浜本 金作
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	広兼 宣男
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	広中 徳三郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	藤井 謙之助
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	藤井 徳造
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	藤本 国太郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	前原 富太
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	松浦 昇
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	松田 彦三郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	松田 秀治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	松村 松三郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	松本 幸子
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	三浦 藤四郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	三浦 徳太郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	三浦 善作
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	村上 ジュン
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	村上 勉
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	村上 秀男
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	村上 善雄
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	村上 理太郎
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	山崎 栄治
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	山崎 勝之進
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	山下 浅七
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	山田 スノ
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	山本 昇
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	和崎 政市
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091	和崎 稔
鹿足郡吉賀町幸地1090、1091、1315-1	無限責任六日市信用組合
鹿足郡吉賀町幸地1091	竹内 国雄
鹿足郡吉賀町幸地1091	中川 庄一郎
鹿足郡吉賀町幸地1091	藤本 誠
鹿足郡吉賀町幸地1091	宮谷 庄吉
鹿足郡吉賀町幸地1096	米本 為蔵
鹿足郡吉賀町幸地1102	石村 幹子
鹿足郡吉賀町幸地1100	米本 茂太郎
鹿足郡吉賀町幸地1108	安村 律子
鹿足郡吉賀町幸地1243から1245まで、1255、1263、1263-1、1265、1266-1、1341、1386-1、1387、1438-11、1443、1462、1484、1484-1、1485から1487まで、1580、1583	板垣 伸
鹿足郡吉賀町幸地1305	河内神社
鹿足郡吉賀町幸地1389から1392まで、1409-1、1409-2、1411	佐々利 榮

－ 1、1416－ 1、1416－ 2、1421－ 2、1523	
鹿足郡吉賀町幸地1398	松前 平左衛門
鹿足郡吉賀町幸地1403－ 2、1420－ 1	坂本 義信
鹿足郡吉賀町幸地1420－ 3	西村 正
鹿足郡吉賀町幸地1426－ 7、1426－ 9	中田 群治
鹿足郡吉賀町幸地1427－ 4	河上 文男
鹿足郡吉賀町幸地1437、1582、1586、1651－ 3	三家本 岩七
鹿足郡吉賀町幸地1438－17	桂 佐一
鹿足郡吉賀町幸地1442	正木 松太郎
鹿足郡吉賀町幸地1448	小浜 寛
鹿足郡吉賀町幸地1455	山縣 幸成
鹿足郡吉賀町幸地1481－ 1	河上 恒次郎
鹿足郡吉賀町幸地1489	中村 藤吉
鹿足郡吉賀町幸地1501	進藤 國太郎
鹿足郡吉賀町幸地1504	河上 亀吉
鹿足郡吉賀町幸地1504、1505	新藤 國太郎
鹿足郡吉賀町幸地1509	河上 文男
鹿足郡吉賀町幸地1510	廣兼 芳右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1512	河上 陸朗
鹿足郡吉賀町幸地1581	松前 貢
鹿足郡吉賀町幸地1582、1586	板垣 ウメ
鹿足郡吉賀町幸地1582、1586	河野 佐平
鹿足郡吉賀町幸地1582、1586	森元 孝行
鹿足郡吉賀町幸地1582、1651－ 3	山縣 初太
鹿足郡吉賀町幸地1582、1586、1651－ 3	中村 清太郎
鹿足郡吉賀町幸地1582、1586、1651－ 3	三家本 千太郎
鹿足郡吉賀町幸地1586	中田 清一
鹿足郡吉賀町幸地1604、1605、1651－14	瀧口 慶二
鹿足郡吉賀町幸地1624	河村 禎藏
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	池田 徳右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	上田 峯七
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	尾崎 近右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	尾崎 十右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	河上 亀吉
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	河原 丈吉
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	河野池 忠藏
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	近藤 儀右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	新藤 嘉助
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	瀧口 勝右衛門
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	滝口 秀吉
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	田村 久治
鹿足郡吉賀町幸地1651－ 3	広兼 芳右衛門

鹿足郡吉賀町幸地1651-3	藤範 順誠
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	前川 定太郎
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	松前 梅治
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	光森 カツ
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	宮本 元次郎
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	森川 愛治
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	森川 兼藏
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	森川 亀太郎
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	安村 百太郎
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	米本 銀三郎
鹿足郡吉賀町幸地1651-3	米本 稔
鹿足郡吉賀町幸地1651-9	新藤 国太郎

#### 島根県告示第81号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年 6 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 宍道湖湖北加入区（宍道湖漁業協同組合）
- 2 宍道湖平田加入区（宍道湖漁業協同組合）

#### 島根県告示第82号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年島根県告示第447号）の一部を次のように改正し、令和元年 6 月 14 日から施行する。

令和元年 6 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

第2号中「平成31年 6 月 19 日」を「令和 4 年 6 月 19 日」に改める。

第6号(4)中「、益田市」を削る。

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和元年 6 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬

- タミフルカプセル 75 100カプセル (PTP) 備蓄用  
100カプセル包装品 2,570箱 (成人25,700人分)
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年 5 月 20 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
中外製薬株式会社 営業本部長 佐藤 綱則 東京都北区浮間五丁目 5 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
48,426,510円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第 3 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数又は3分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は次のとおりである。

令和元年 6 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |  |         |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数   | 11,454  |
| 2 地方自治法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) | 162,111 |
| 3 地方自治法第80条第 1 項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)              |         |
| 松江選挙区  | 56,226  |
| 浜田選挙区  | 15,295  |
| 出雲選挙区  | 47,500  |
| 益田選挙区  | 13,157  |
| 大田選挙区  | 9,905   |
| 安来選挙区  | 10,982  |

江津選挙区	6,701
雲南・飯石選挙区	12,376
仁多選挙区	3,686
邑智選挙区	5,403
鹿足選挙区	3,945
隠岐選挙区	5,714
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	162,111

## 人 事 委 員 会 規 則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月14日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第8号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「皇后」の次に「、上皇、上皇后」を加え、「文仁親王」を「皇嗣、皇嗣妃」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。